

< 苦情申立て取扱いプロセス >

1. 苦情の定義

苦情とは、当所が提供する技能試験に対して、個人又は組織が回答を期待して行う不満の申立てであり、異議申立て以外のものをいいます。

2. 苦情の対象

苦情の対象は、当所が提供する技能試験に関するものとします。

3. 苦情の受付

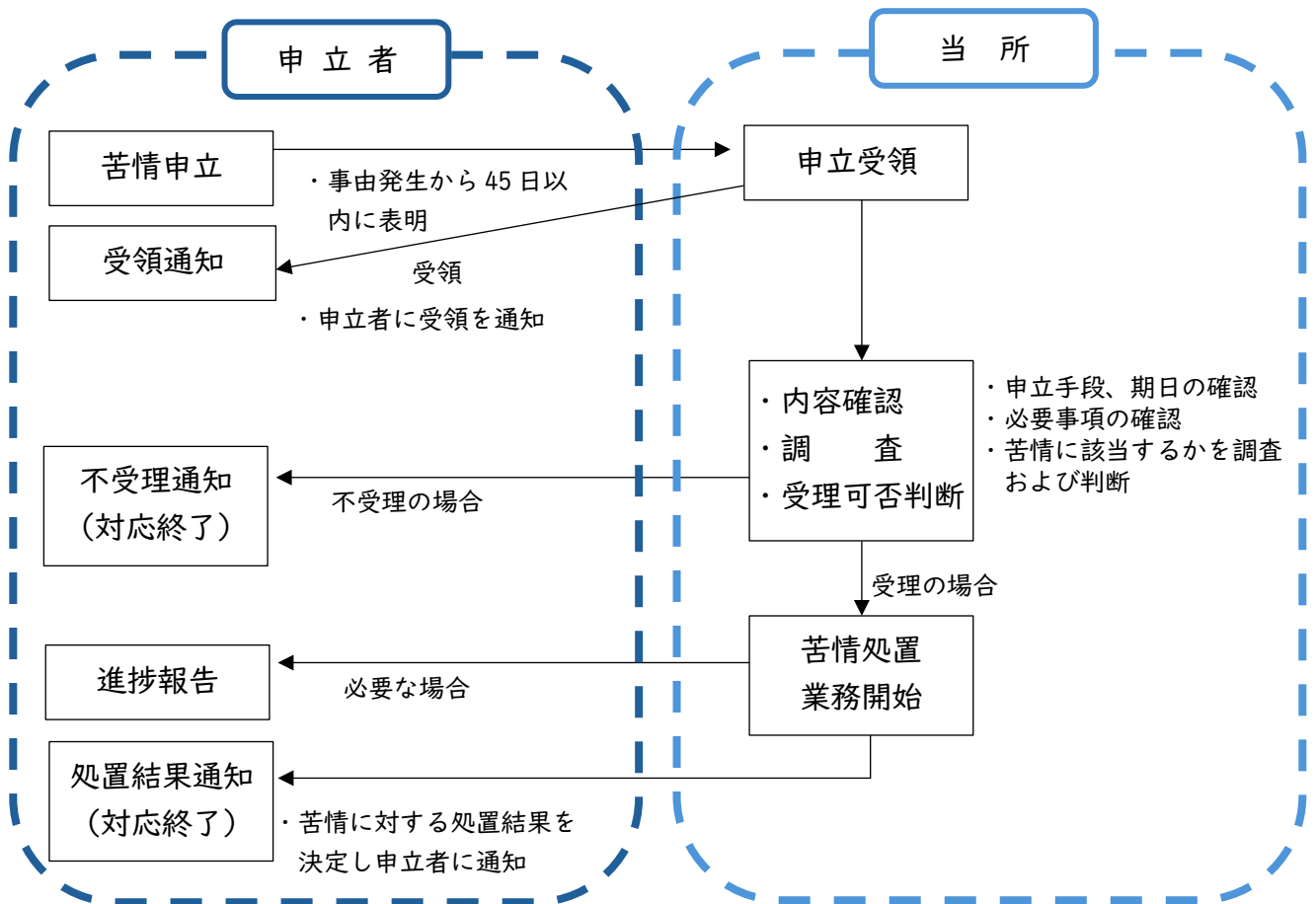
苦情は、その事由が発生した日を含めて45日以内に、「苦情申立票（様式-4111-1-a）」に必要事項が記入されたものを受け付けます。期限を超えたもの及び必要事項が記入されていないものについては、受け付けません。

4. 調査及び回答

受け付けた苦情について、当所は所定の手続に従い受理・不受理を決定し、その結果を申立者に通知します。不受理とする場合は、その理由を併せて通知します。受理した苦情については、必要な調査等を行い、当所がとるべき処置に従って結果を申立者に回答します。

5. 対応の終了

申立者への当所の回答をもって、当該申立てに対する対応を終了します。



苦情申立て取扱いフロー